

習志野市教育委員会会議録
(平成20年第2回定例会)

- 1 期 日 平成20年2月27日(水)
習志野市教育委員会事務局大会議室
開会時刻 午後3時05分
閉会時刻 午後5時00分
- 2 出席委員
- | | |
|------|---------|
| 委員 長 | 小 泉 俊 雄 |
| 委 員 | 青 木 克 己 |
| 委 員 | 吉 村 博 与 |
| 委 員 | 栗 原 伸 夫 |
| 委 員 | 植 松 榮 人 |
- 3 出席職員
- | | |
|----------|-----------|
| 副教育長 | 佐 藤 慎 一 |
| 教育総務部長 | 小 滝 益 夫 |
| 学校教育部長 | 柴 田 史 香 |
| 生涯学習部長 | 小 林 伸 二 |
| 学校教育部参事 | 村 山 源 司 |
| 学校教育部参事 | 渡 辺 伸 治 |
| 教育総務部次長 | 加 藤 清 一 |
| 学校教育部次長 | 三 幣 芳 夫 |
| 生涯学習部次長 | 山 崎 敏 雄 |
| 学校教育部副参事 | 鶴 岡 智 |
| 生涯学習部副参事 | 山 田 正 治 |
| 指導課長 | 若 崎 光 美 |
| 社会教育課長 | 早 瀬 登 美 雄 |
| 菊田公民館館長 | 桑 田 裕 治 |
| 生涯スポーツ課長 | 竹 下 博 |
| 青少年課長 | 長谷川 隆 |
| 教育総務部主幹 | 福 山 宗 起 |
| 教育総務部主幹 | 綱 島 潤 |
| 教育総務部主幹 | 佐々木 重 春 |
| 学校教育部主幹 | 高 柳 英 昭 |
| 学校教育部主幹 | 鈴 木 博 |
| 生涯学習部主幹 | 及 川 隆 志 |
| 生涯学習部主幹 | 土 屋 操 |

4 会議内容

委員長が

平成20年度習志野市教育委員会第2回定例会の開会を宣言

委員長が

会議規則第15条の規定により、報告事項(1)及び(2)を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

委員長が

本日の日程について諮り、報告事項(1)及び(2)を協議事項の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

委員長が

平成20年第1回定例会の会議録について承認を求め、全員異議なく承認された。

議案第3号 平成20年度教育行政方針について

(企画管理課)

教育総務部次長が

本件については、平成19年第9回定例会にてご協議いただいたが、その後三点の改善を図った。

一点目は、習志野市において、後期基本計画に係る実施計画が作成されたことに伴い、市長部局と歩調を合わせるとともに、事業の適切な遂行と施策の具現化を目的として、習志野市教育基本計画に係る実施計画を作成し、その計画を受けて、平成20年度の教育行政方針を制定する体系へと変更したこと。

二点目は、平成19年第11回定例会にて、平成20年度から26年度を実施期間とする習志野市教育基本計画が可決されたことに伴い、再度、習志野市の動向や教育基本計画との整合性を図るとともに、各事業の包含性を意図した教育行政方針とした結果、修正を行ったものである。

三点目は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されたことを受け、教育委員会の活動の自己点検・評価の実施並びに議会への報告といった教育委員会に係る事業が明確になったことに伴い、主体的な教育行政の展開という括りを新たに設定し、習志野市における教育の伝統や特徴を継承しながら、特色ある習志野教育の実現に努めようとするものである、と概要を説明

委員が

理数教育の充実は大変結構なことであるが、国語教育にも力を入れていただきたい、と要望

指導課長が

国語教育については検討させていただきたい、と回答

委員が

学習指導要領の改訂案にある言語能力の充実には国語だけではなく、小学校における英語教育も含まれている。来年度以降の学習指導要領を受けた教育行政方針の中で掲載されると思う、と発言

指導課長が

学習指導要領を受けて内容を吟味したい、と回答

委員が

前向きに検討していただきたい、と要望

委員が

主体的な教育行政の展開という括りの中に、主要施策として習志野市の教育の伝統や特長を継承していくとあるが、その施策の重点事業として公開研究会の推進も含めていただきたい、と要望

指導課長が

公開研究会の推進については教育基本計画等に掲載しているが、教育行政方針への掲載も検討していきたい、と回答

委員が

教職員の健康管理の充実とあるが、その施策の重点事項には身体的な健康管理のみで、精神面での配慮が欠けている。最近では、先生方の精神的な負担が大きくなってきており、メンタルヘルスの充実もここで掲げていただきたい、と要望

学校教育部次長が

これまでも管理職を中心にメンタルヘルス研修を行い、教職員の精神状態を把握し、適切な対応を取るよう指導している。重点事項には、精神面も含めた総論として健康管理という表記になっているが、ご指摘いただいたことについては、教育委員会として十分掌握しており、また各校で対策を取っている、と回答

委員が

学校に相談しづらい場合にも対応できるよう、学校医の敷居を低くし、相談しやすい体制を整えることも重要である。

また、教育委員会が精神衛生管理に力を入れていることを示すことで、先生方の精神的な重圧を緩和することが出来るのではないか、と発言

学校教育部次長が

県による健康やメンタルヘルスに関する相談など、専門家による相談支援制度の啓発に努めている、と回答

教育総務部長が

教育行政方針には、20年度の特徴的なものや予算と関連のあるものを取り上げている

ので記載はされていないが、教育基本計画の中に委員ご指摘のメンタルヘルス対策が盛り込まれている、と回答

委員が

子どもたちの安全・安心を守る教育の推進とあるが、教育委員会における緊急連絡体制の確認もしていただきたい、と要望

教育総務部次長が

防災・防犯の観点から、実戦に対応した緊急連絡網を考えていきたい、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第3号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第4号 習志野市教育機関組織規則の一部を改正する規則の制定について (社会教育課)

社会教育課長が

生涯学習相談員は、市民の生涯学習に関する相談及び生涯学習に関する業務を行うため市内7公民館に配置しているが、非常勤の相談員として報償(物件費)を支給している。しかしながら、相談員の勤務実態からすると、給与として支給すべきであり、報償費はふさわしい科目ではないこと、また、旅費の支給や業務中の事故に対する公務災害が適用されないという問題が生じている。

この問題を解決するために、生涯学習相談員を非常勤特別職の地方公務員として位置づける必要があり、職を規定するため改正するものである、と概要を説明

委員が

生涯学習相談員はどういう方に委嘱するのか、と質問

社会教育課長が

指導力や教育に携わった経験が必要となることから、学校長もしくは教頭を経験された方をお願いしている、と回答

委員が

公務災害があった場合のことを考えるとぜひ改正していただきたい、と要望

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第4号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第 5 号 習志野市放課後児童健全育成事業条例施行規則の一部を改正する
規則の制定について

(青少年課)

青少年課長が

本議案は、議案第 4 号と同様の理由から、放課後児童会相談員を非常勤特別職の地方公務員に位置づけ、職を規定するため規則改正するものである。

また、習志野市の放課後児童会は希望する児童全員を受入れていることから、入会希望児童が増加傾向にある。このため、放課後の保育を特に必要としている児童が安定的に入会できるよう、保育の必要程度を把握することを目的として、就労状況等を証明する書類を入会申請に必須と規定するべく、併せて改正しようとするものである、と概要を説明

委員が

就労証明書の提出を義務づけるとあるが、保護者が就労していないにもかかわらず受入れているケースがあるということか、と質問

青少年課長が

そのようなケースは稀にある、と回答

委員が

就労とはどういうことをいうのか線引きが難しい。義務づけるのであれば、明確な線引きをしておく必要がある、と発言

委員が

保護者が就労していない家庭の子どもを受入れないということは、不公平になるのではないか、と質問

青少年課長が

放課後児童会の根拠法令である児童福祉法第 6 条の 2 第 2 項には、「保護者が労働等により昼間家庭にいない子どもを対象に、適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全育成を図る」と規定されており、放課後児童健全育成事業はそのような観点からを実施しているものである、と回答

委員が

入会金、育成料は取っているのか、と質問

青少年課長が

入会金はないが、月額 6 千円の育成料をいただいている、と回答

委員が

保護者が長期入院した場合に、補助の手は差し伸べられているのか、と質問

青少年課長が

保護者の病気・入院は労働等に該当し、入会の対象となっている。また、児童の祖父母が高齢である場合も入会の対象となる、と回答

委員が

保護者の病気・入院を証明する書類は必要ないのか、と質問

青少年課長が

病気・入院の場合は、診断書等の提出をお願いしている、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第5号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第1号 次回教育委員会の期日について協議し、平成20年3月26日（水）午後3時に決定された

〈報告事項（1）及び（2）は非公開〉

報告事項（1） 習志野市育英資金給与条例の一部を改正する条例の制定について
(企画管理課)

教育総務部次長が、概要を報告

委員長が質疑なしと認め、報告事項（1）は了承された。

報告事項（2） 平成20年度教育費当初予算案について (企画管理課)

教育総務部次長が、概要を報告

質疑の後、報告事項（2）は了承された。